

(第104期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第104期報告書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 役 会 の 監 査 報 告



事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、東日本大震災の影響、歴史的な円高や海外経済の減速による企業収益の悪化等もあり大変厳しい状況にあり、先行きもまた不透明となっております。

機械・プラント事業では、中国、インド等新興国の高成長や世界的な人口増加によるエネルギー需要の拡大に伴い、発電所、ガス供給設備、及び製油所等のエネルギー関連プロジェクトが多数計画されるようになりました。特に、原油価格の高騰やCO₂削減対策としてのガス需要の増加による、LNGの受け入れ、払出し用の貯蔵設備計画が引き続き活況となっております。

物流システム事業では、国内の物流量の減少や製造業の海外シフト等による物流拠点の統廃合やアウトソーシング化が進み、輸送配送センターや倉庫流通施設の新設が低迷することにより、物流システムの需要は減少傾向となっております。

このような事業環境下、当連結会計年度の売上高は407億33百万円（前年同期比16.4%減）、営業利益は14億73百万円（同43.1%減）、経常利益は14億32百万円（同37.9%減）と減収減益となりました。一方、当期純利益は前期に計上した特別損失がなくなったことから7億14百万円（同351.6%増）となりました。また、受注高については、387億20百万円（同3.0%減）となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。

・機械・プラント事業

中国やインド等のアジア諸国での高い経済成長や世界的な人口増加に伴う旺盛なエネルギー需要を背景に、CO₂排出量抑制効果のあるLNG取引が増大しており、LNGの輸出国、輸入国共に貯蔵設備を含むLNGプラントが多数計画されております。当社では、豊富な実績と国際競争力の強みを活かし、国内及びオセアニア地域においてLNGタンク、LPGタンクを合計4基受注しました。またメンテナンス市場では、消防法の一部改正による浮屋根式貯槽の改修工事など、

安定した仕事量を確保しております。

売上・利益面では、海外の好採算案件の減少に伴い、当事業の売上高は236億25百万円（前年同期比11.5%減）、営業利益は19億56百万円（同22.3%減）、受注高は242億17百万円（同2.5%減）となりました。

・物流システム事業

当社が主力とする生協・空港市場の急速な縮小に加え流通市場における競争激化により前期の受注が低迷したため、売上高が低水準となったほか、一部不採算案件の発生及び低採算案件の増加により営業損失となりました。また、受注は主力の生協・空港市場向け新規・大型案件が減少し、既存設備の更新案件が中心となっておりますが、一昨年リリースしたケース自動保管システム「マルチシャトル」については製造業や通販・流通業等多方面の市場に受注を拡大しております。また、メンテナンス部門については着実に業績を伸ばしております。

この結果、当事業の売上高は116億23百万円（前年同期比33.9%減）、営業損失は7億28百万円（前年同期は営業損失1億63百万円）、受注高は122億2百万円（同6.8%増）となりました。

・建築事業

主力であった賃貸用共同住宅分野から福祉関連施設と物流センター等の一般建築分野へのシフトは順調に進捗しておりますが、東日本大震災後の建築資材と労務の不足による工事原価の上昇等により、採算面では厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当事業の売上高は33億37百万円（前年同期比53.1%増）、営業利益は14百万円（同60.3%減）、受注高は23億円（同37.1%減）となりました。

・その他

上記に属さないその他の売上高は21億46百万円（前年同期比4.2%減）、営業利益は4億91百万円（同2.1%増）となりました。

② セグメント別売上高

| セグメントの名称 | 金 額 | 構 成 比 |
|-----------|------------------------|-------------------|
| 機械・プラント事業 | 23,625 百万円 (10,374) | 58.0 % (25.5) |
| 物流システム事業 | 11,623 (307) | 28.5 (0.8) |
| 建 築 事 業 | 3,337 (ー) | 8.2 (ー) |
| 報告セグメント計 | 38,586 (10,682) | 94.7 (26.2) |
| そ の 他 | 2,146 (4) | 5.3 (0.0) |
| 合 計 | 40,733 (10,686) | 100.0 (26.2) |

注：（ ）内は内数であり海外売上高及び海外売上高構成比率を表わしております。

③ 設備投資の状況

1. 当連結会計年度中、完成した主要設備及び継続中の主要設備の新設、拡充等はありません。
2. 当連結会計年度中、生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去、滅失等はありません。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度中、特記すべき資金調達はありませぬ。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 第101期 平成20年度 | 第102期 平成21年度 | 第103期 平成22年度 | 第104期 (当連結会計年度) 平成23年度 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------------|
| 受 注 高 (うち海外受注高) | 51,979 (4,434) | 39,062 (8,056) | 39,906 (17,770) | 38,720 (6,451) |
| 売 上 高 (うち海外売上高) | 47,661 (12,657) | 50,446 (8,421) | 48,718 (9,910) | 40,733 (10,686) |
| 経 常 利 益 | 2,058 | 3,782 | 2,305 | 1,432 |
| 当 期 純 利 益 | 3,005 | 3,560 | 158 | 714 |
| 1株当たり当期純利益 | 22円99銭 | 28円75銭 | 1円31銭 | 5円93銭 |
| 総 資 産 | 54,944 | 58,367 | 53,056 | 51,493 |
| 純 資 産 | 28,014 | 30,276 | 29,738 | 29,624 |
| 1株当たり純資産額 | 222円09銭 | 250円39銭 | 246円04銭 | 244円77銭 |

- 注：1. 第102期より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用しております。
2. 第103期より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。
3. 第103期より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。
4. 第104期より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。
5. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
6. 「1株当たり純資産額」は、自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------|---------------|------------------|---------------------|
| | 百万円 | % | |
| トーヨーカネツ ソリューションズ(株) | 400 | 100.0 | 物流システム機器 の製造及び販売 |
| ケイ・テクノ(株) | 60 | 100.0 (100.0) | 物流システム機器 のメンテナンス |
| (株) ティケイエル | 10 | 100.0 | リース |
| トーヨーカネツインドネシア社 | 千米ドル 2,000 | 100.0 (5.0) | 貯蔵タンクの製造 及び販売 |

注：出資比率の（ ）内は、当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「優れた技術、製品、サービスを裏づけとして持続的に成長・発展するグループ」をグループ経営ビジョンとし、様々な産業分野において最適な製品（システム）とサービスを提供することにより、顧客の満足と信頼を得るとともに、社会に貢献することを基本方針としております。

この方針のもと、「株主」「顧客・取引先」「社員」等全てのステークホルダーの視点に立った経営を行い、グループ企業価値の最大化を目指しております。

① グループ中期経営計画（2009年度～2011年度）の達成状況

当社グループは、上記経営ビジョンを達成するため、主力事業における5年後の到達目標を「グローバルトップの競争力と収益性」（機械・プラント事業）及び「トップレベルの収益性と成長性」（物流システム事業）と設定した上で、2009年度を初年度とする、グループ中期経営計画（2009年度～2011年度）を策定致しました。

本計画の基本方針である「安定的な収益の確保」（機械・プラント事業）及び「事業の再生と基盤の確立」（物流システム事業）に基づき、重点施策に取り組んだ結果、本計画期間の平均値ベースでは、売上高は466億32百万円と目標である561億円に届かなかったものの、営業利益は26億42百万円と目標である20億96百万円を上回ることができました。

主要事業の状況は、以下の通りであります。

・機械・プラント事業

国内外の新設工事案件の受注確保をはじめ、海外加工拠点の拡充や溶接技術・施工方法の改善・改良、さらには現場人材の確保やプロジェクト処理体制の整備に取り組んだ結果、国内外の新設工事及び国内のメンテナンス工事が概ね順調に進捗し、本計画期間を通して、計画を上回る利益を確保することができました。

・物流システム事業

大手通販や大手電子部品メーカーなどの新規顧客に対し、新製品（マルチシャトルシステム）を納入するなど将来の事業の柱と期待される実績がありました。既存市場・既存製品の想定を上回る環境悪化要因による受注低迷に加えて不採算案件の発生などにより、2010年度及び2011年度の業績が低迷したため計画利益を達成できず、営業・技術・施工等各分野において課題を残す結果となりました。

② 今後の対処すべき課題

上記の通り、本中期経営計画において、機械・プラント事業は、基本方針である「安定的な収益の確保」を達成しましたが、物流システム事業は、残念ながら「事業の再生と基盤の確立」の達成には道半ばの結果となりました。この間、東日本大震災や原発事故、歴史的な円高、欧州金融危機、世界経済の低迷など本計画策定時には予想もしなかった事象が次々と発生し、経済の先行きは従来にも増して不透明となっております。

このような中、当社では、物流システム事業の再生を確固たるものにするべく、本計画の積み残し課題への緊急対応をはじめ事業運営体制の全面的な見直しを短期集中で実行中であり、次期中期経営計画については、これら事業再生に向けた取り組みの経過及び成果を見定めた上で策定する予定であります。

なお、当社は、本年4月1日に株式交換により持分法適用関連会社のトーヨーコーケン株式会社を完全子会社と致しました。これにより当社は、同社の意思決定の迅速化や機動的な企業経営の確保、グループの経営資源の共有化などにより、グループ総合力を一層強化し、グループ企業価値の更なる向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

① 機械・プラント事業

LNG、LPG、原油、その他の気体・液体用の貯蔵タンクの設計・製作・施工や、これら各種タンクのメンテナンス業務等を行い、電力、ガス、石油及び石油化学等の各社へ納入しております。

② 物流システム事業

ITを融合させた仕分け、ピッキング及び搬送システムを中心とした物流システムを開発・設計・製作し、流通業、運輸業、製造業、空港、郵政等の各社へ納入しております。

③ 建築事業

集合住宅、事務所、福祉関連施設、倉庫等の各種建築物の設計・施工及び監理を行い、法人及び個人顧客へ納入しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成24年3月31日現在）

| 会社名 | 区分 | 所在地 |
|--------------------|--------|---------|
| トーヨーカネツ(株) | 本社 | 東京都江東区 |
| | 千葉事業所 | 千葉県木更津市 |
| トーヨーカネツソリューションズ(株) | 本社 | 東京都江東区 |
| | 西日本営業所 | 大阪府摂津市 |
| トーヨーカネツインドネシア社 | バタム工場 | インドネシア国 |

(7) 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

| セグメントの名称 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|------------|-------------|
| 機械・プラント事業 | 288名（287名） | 9名増（55名減） |
| 物流システム事業 | 305名（42名） | 8名増（6名減） |
| 建築事業 | 16名（7名） | －（－） |
| 報告セグメント計 | 609名（336名） | 17名増（61名減） |
| その他 | 41名（12名） | 2名減（3名減） |
| 全社（共通） | 44名（3名） | 1名増（－） |
| 合計 | 694名（351名） | 16名増（64名減） |

- 注：1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（季節工、派遣社員及びパートタイマーを含む。）は（ ）内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行 | 1,147 百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 867 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 776 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 328 |
| 株式会社三井住友銀行 | 262 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成24年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 297,000,000株
- ② 発行済株式の総数 138,730,741株(自己株式18,157株を含む)
- ③ 株主数 17,189名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|---------------------------|---------|---------|
| 株式会社りそな銀行 | 5,931 | 4.91 |
| 日本生命保険相互会社 | 4,604 | 3.81 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 3,759 | 3.11 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 3,507 | 2.90 |
| 株式会社レオパレス21 | 3,500 | 2.90 |
| 株式会社みずほ銀行 | 3,006 | 2.49 |
| 大栄不動産株式会社 | 2,125 | 1.76 |
| 株式会社メタルワン | 1,539 | 1.27 |
| 新日本製鐵株式会社 | 1,519 | 1.26 |
| JFEスチール株式会社 | 1,510 | 1.25 |

注：持株比率は自己株式を控除して計算しております。また、自己株式は大株主から除外しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態（平成24年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状態 |
|----------|-------|---------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 水上 健 | |
| 常務取締役 | 島崎 真次 | 機械・プラント事業部長 |
| 取締役 | 有田 貞雄 | 機械・プラント事業部副事業部長兼業務部長 |
| 取締役 | 柳川 徹 | トーヨーカネツ ソリューションズ(株) 代表取締役社長 |
| 取締役 | 藤吉 昭二 | 管理本部長兼経理部長、トーヨーコーケン(株) 社外取締役 |
| 取締役 | 下前 功 | 機械・プラント事業部副事業部長 |
| 常勤監査役 | 能條 輝夫 | トーヨーコーケン(株)社外監査役 |
| 監査役 | 日野 正晴 | 弁護士、(株)かんぼ生命保険社外取締役、 (株)セブン銀行社外監査役 |
| 監査役 | 宮川 恵一 | 公認会計士 |
| 監査役 | 中村 高 | (株)リコー取締役副社長執行役員 |

- 注：1. 監査役日野正晴氏、宮川恵一氏及び中村 高氏は、社外監査役であります。
2. 監査役日野正晴氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役宮川恵一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役日野正晴氏及び中村 高氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 |
|--------------------|----------|------------|
| 取 締 役 | 6 名 | 111 百万円 |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 4 (3) | 29 (17) |
| 合 計 | 10 | 140 |

- 注：1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第100期定時株主総会決議において月額15百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第85期定時株主総会決議において月額5百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

1. 監査役 日野正晴氏

- (イ) 他の法人等の業務執行者又は社外役員等としての兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係
 (株)かんぼ生命保険の社外取締役及び(株)セブン銀行の社外監査役を兼任しております。なお、いずれとも当社との間には特別の関係はありません。
- (ロ) 当事業年度における主な活動状況
 取締役会へは12回開催中11回出席し、監査役会へは11回開催中11回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
- (ハ) 責任限定契約の内容の概要
 当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度までに限定する契約を締結しております。

2. 監査役 宮川恵一氏

- (イ) 他の法人等の業務執行者又は社外役員等としての兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係
 該当事項はありません。
- (ロ) 当事業年度における主な活動状況
 取締役会へは12回開催中12回出席し、監査役会へは11回開催中11回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
- (ハ) 責任限定契約の内容の概要
 当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度までに限定する契約を締結しております。

3. 監査役 中村 高氏

(イ) 他の法人等の業務執行者又は社外役員等としての兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

(株)リコー取締役副社長執行役員を兼任しております。なお、(株)リコーと当社との間には特別の関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会へは12回開催中12回出席し、監査役会へは11回開催中11回出席し、上場会社(異業種)の現役取締役としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度までに限定する契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

| | 支払額 |
|-------------------------------------|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 54 百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 57 百万円 |

注：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

- ③ 非監査業務の内容
当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、国際財務報告基準（IFRS）の調査報告料を支払っております。
- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任致します。
また、上記のほか、監査業務に重大な支障を来す事態が生じたときには、監査役会の同意又は請求により、取締役会で審議のうえ、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出致します。
- ⑤ 当社の子会社であるトーヨーカネツインドネシア社及びトーヨーカネツマレーシア社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関連する組織体制、規程、規則等の変更に関する意見を具申するとともに、重大なコンプライアンス事案の調査及び再発防止策の審議機関とする。
 2. 取締役の中からコンプライアンス統括責任者を任命するとともに、コンプライアンス所管部署を定め、コンプライアンスの推進に向け、コンプライアンス・プログラムの立案、運用、見直しを行う。
 3. コンプライアンス統括責任者の指揮のもとコンプライアンス所管部署は、
(イ) 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することはもとより、企業倫理を遵守し、かつ社会的責任を果たすため、グループ企業行動憲章をはじめとしたコンプライアンス諸規程を定め、全役職員に周知徹底を図る。

- (ロ) コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行い、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を図る。
4. 内部通報（ヘルプライン）の窓口を社内及び社外（顧問弁護士）に設置し、法令あるいは企業倫理上疑義のある行為等につき社員の直接情報提供の手段を設ける。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 当社及びグループ（全社）のリスク管理を担当する部署を定めるとともに、担当取締役（リスク管理統括責任者）を置く。同部署は、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築、維持、改善を行う。
 2. 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理の状況を全社リスク管理部署に報告する。また、全社リスク管理部署及びリスク管理統括責任者は、全社のリスク管理の状況を定期的に取り纏め、取締役会に報告する。
 3. 危機対応マニュアルを作成し、有事への全社的な対応体制を構築する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 定例の取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の意思決定並びに業務執行状況の監督を行う。
 2. 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社及び当社グループ経営に関わる重要事項については、「経営会議」の審議及び協議を経て、「取締役会」において意思決定を行う。
- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する重要書類取扱規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- ⑤ 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
1. グループ運営・管理規程を定め、グループ会社の状況に応じた支援・指導・管理を行い、グループ運営の円滑化並びに適正化を図る。
 2. グループ会社は、その事業、規模等を踏まえ、当社のコンプライアンス諸規程等を準用し、コンプライアンス体制の構築を行う。
 3. リスク管理部署は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人とその独立性を確保するための体制
1. 監査役の業務補助のため監査役スタッフ（兼務を含む）を置くこととし、その人事（異動・評価等）については、あらかじめ監査役会の承認を得るものとする。
 2. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役スタッフは、その命令に関して、取締役他業務執行ラインの指揮・命令を受けない。
- ⑦ 監査役への報告体制他、監査役監査の実効性を確保するための体制
1. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

2. 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び事業会議等に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
 3. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部署との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 4. 監査役会に対して、外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に直接相談できる機会を保障する。
- ⑧ 反社会的勢力排除のための体制
1. 当社グループは、グループ企業行動憲章及び倫理規程を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを企業行動の基本として徹底する。
 2. 平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案発生時には、これら機関・団体及び顧問弁護士等と緊密に連携して、速やかに対処する体制を整備する。

なお、当社は、財務報告に係る内部統制の評価及び外部報告については、金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従い実施することとしており、別に定める財務報告内部統制方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するための体制の整備を行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、特段の方針を定めておりませんが、基本的な考え方は以下の通りであります。

当社グループでは、経営の基本方針に従い、主力事業の強化等を踏まえた業績向上を通じて「グループの持続的な成長・発展」を達成することにより、グループ企業価値の一層の向上を図ることが最優先課題であると考えております。

現段階においては、いわゆる「買収防衛策」をあらかじめ定めるものではありませんが、当社といたしましては、株主・投資家から負託された当然の責務として、当社の株式取引や異動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が現れた場合には、直ちに社外の専門家を含めて当該買付者の買収提案等を評価し、当社の企業価値や株主共同の利益を毀損すると判断されるときは、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|--------|-----------------------|--------|
| [資 産 の 部] | | [負 債 の 部] | |
| 流 動 資 産 | 32,750 | 流 動 負 債 | 18,593 |
| 現金及び預金 | 9,985 | 支払手形及び買掛金 | 1,959 |
| 受取手形及び売掛金 | 8,626 | 短期借入金 | 2,482 |
| 有価証券 | 3,999 | 1年内返済予定の長期借入金 | 500 |
| リース投資資産 | 1,671 | 未払費用 | 3,736 |
| 商品及び製品 | 1 | 未払法人税等 | 765 |
| 原材料及び貯蔵品 | 571 | 前受金 | 8,030 |
| 仕掛品 | 6,851 | リース債務 | 73 |
| 繰延税金資産 | 453 | 繰延税金負債 | 1 |
| 短期貸付金 | 120 | 賞与引当金 | 193 |
| その他 | 618 | 受注損失引当金 | 136 |
| 貸倒引当金 | △148 | 完成工事補償引当金 | 250 |
| | | その他 | 462 |
| 固 定 資 産 | 18,743 | 固 定 負 債 | 3,275 |
| (有形固定資産) | 12,578 | 長期借入金 | 500 |
| 建物及び構築物 | 2,193 | リース債務 | 130 |
| 機械装置及び運搬具 | 963 | 繰延税金負債 | 38 |
| 工具、器具及び備品 | 218 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,904 |
| 土地 | 9,139 | 退職給付引当金 | 313 |
| 建設仮勘定 | 63 | 資産除去債務 | 298 |
| (無形固定資産) | 243 | その他 | 90 |
| (投資その他の資産) | 5,920 | 負 債 合 計 | 21,868 |
| 投資有価証券 | 4,959 | [純 資 産 の 部] | |
| 長期貸付金 | 105 | 株 主 資 本 | 28,722 |
| 繰延税金資産 | 258 | 資本金 | 18,580 |
| その他 | 854 | 資本剰余金 | 1,104 |
| 貸倒引当金 | △256 | 利益剰余金 | 12,767 |
| 資 産 合 計 | 51,493 | 自己株式 | △3,729 |
| | | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 794 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 316 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 3 |
| | | 土地再評価差額金 | 1,062 |
| | | 為替換算調整勘定 | △587 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 107 |
| | | 純 資 産 合 計 | 29,624 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 51,493 |

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|----------------|--------|
| 売上高 | 40,733 |
| 売上原価 | 35,744 |
| 売上総利益 | 4,988 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,514 |
| 営業利益 | 1,473 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 43 |
| 受取配当金 | 151 |
| スクラップ売却益 | 80 |
| 雑収入 | 46 |
| 営業外費用 | |
| 支持分に よる 投資損失 | 8 |
| 為替 差 損失 | 289 |
| 経常 損 失 | 55 |
| 特 別 損 失 | 9 |
| 経常利益 | 363 |
| 特別利益 | 1,432 |
| 固定資産売却益 | 0 |
| 投資有価証券売却益 | 3 |
| 特別損失 | |
| 固定資産の除却損 | 4 |
| その他 | 2 |
| 税金等調整前当期純利益 | 1,429 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,071 |
| 法人税等調整額 | △365 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 723 |
| 少数株主利益 | 8 |
| 当期純利益 | 714 |

連結株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成23年4月1日 残高 | 18,580 | 1,104 | 13,271 | △3,750 | 29,204 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △603 | | △603 |
| 当 期 純 利 益 | | | 714 | | 714 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △1 | △1 |
| 持分法の適用範囲の変動 | | | △614 | 23 | △590 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | △503 | 21 | △481 |
| 平成24年3月31日 残高 | 18,580 | 1,104 | 12,767 | △3,729 | 28,722 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | | 少 数 株 主 持 分 | 純資産合計 |
|-------------------------------|-----------------------|--------------|----------------|----------------------|------------------------|-------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損 益 | 土地再評価 差 額 金 | 為 替 換 算 定 調 整 勘 定 | その他の包 括利益累 計 合 計 | | |
| 平成23年4月1日 残高 | 118 | △5 | 792 | △477 | 426 | 107 | 29,738 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △603 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | 714 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | △1 |
| 持分法の適用範囲の変動 | | | | | | | △590 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | 198 | 8 | 269 | △109 | 367 | △0 | 367 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 198 | 8 | 269 | △109 | 367 | △0 | △114 |
| 平成24年3月31日 残高 | 316 | 3 | 1,062 | △587 | 794 | 107 | 29,624 |

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|------------|---|
| 1. 連結子会社の数 | 9社 |
| 2. 会社の名称 | トヨカネット ソリューションズ(株) ケイ・テクノ(株) (株)ティケイエル (株)トヨサービスシステム トヨカネットインドネシア社 アル・ガリーラエンジニアリングアンドコンストラクシ ョン社 (清算中) ティーケーケーユーエスエー社 トヨカネットシンガポール社 トヨカネットマレーシア社 |

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の状況

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| 1. 持分法適用の関連会社の数 | 3社 |
| 2. 会社の名称 | トヨコーケン(株) トヨミヤマ工業(株) (株)マナビス |

なお、(株)マナビスは、関連会社となる要件を満たさなくなったため、当連結会計年度末に持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ

時価法

3. たな卸資産

・原材料

主に総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・仕掛品、貯蔵品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 3～57年 機械装置 6～13年

2. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1. 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
2. 賞与引当金
従業員の賞与支給のため、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。
3. 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、数理計算上の差異については5年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理し、過去勤務債務については発生年度に全額を費用処理することとしております。
4. 受注損失引当金
受注工事の損失に備えるため、手持ち受注工事のうち当連結会計年度末において損失額を合理的に見積もることができる工事については、将来発生が見込まれる損失額を引当計上しております。
5. 完成工事補償引当金
完成工事の瑕疵担保及びアフターサービスの費用に充てるため、当連結会計年度末において将来発生が見込まれる金額を個別に検討する他、過去の実績率に基づいて計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

1. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

2. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(原材料の評価基準及び評価方法)

当連結会計年度より、連結子会社のトーヨーカネツ ソリューションズ(株)が原材料の評価方法を、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）から、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しました。

この変更は、同社が当連結会計年度中に発注・在庫管理に係る基幹システムを更新したことに伴い、原材料の仕入価格の変動が少ない状況を踏まえ、原材料残高の確定手続の効率化を図るために行ったものです。

なお、この変更による影響は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

「スクラップ売却益」は、前連結会計年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示していましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「雑収入」に含まれている「スクラップ売却益」は15百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

| | | | | |
|---|---|----------|---|------|
| 建 | 物 | 461百万円 | | |
| 機 | 械 | 装 | 置 | 0百万円 |
| 土 | 地 | 5,458百万円 | | |
| 計 | | 5,920百万円 | | |

② 担保に係る債務

| | | | | | |
|---|---|----------|---|---|----------|
| 短 | 期 | 借 | 入 | 金 | 1,126百万円 |
| 長 | 期 | 借 | 入 | 金 | 300百万円 |
| 計 | | 1,426百万円 | | | |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,256百万円

(3) 偶発債務

下記の会社の営業上の債務に対し、債務保証を行っております。

ト ヲ ヲ ミ ヤ マ 工 業 (株) 212百万円

(4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,401百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 138,730,741株

(2) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

1. 平成23年6月29日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 603,021,015円 |
| 1株当たり配当額 | 5円 |
| 基準日 | 平成23年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成23年6月30日 |

(注) 1株当たり配当額には、創立70周年記念配当1円を含んでおります。

2. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成24年6月28日開催予定の定時株主総会において次の通り付議致します。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 482,374,336円 |
| 1株当たり配当額 | 4円 |
| 基準日 | 平成24年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成24年6月29日 |

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業の円滑な遂行のための必要な資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資が生じた場合は、安全性の高い金融商品に限定して運用しております。

受取手形及び売掛金やリース投資資産に係る顧客の信用リスクは、管理表等により滞留状況を定期的に確認する一方、外貨建債権に対する為替変動リスクは、必要に応じて外貨建借入を実行すること等により、ともにリスクの軽減を図っております。

有価証券は高格付けで安全性の高い短期のコマーシャルペーパーや金銭信託による余資の運用であり、また投資有価証券は主にその他有価証券として保有する株式で、このうち上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

短期貸付金及び長期貸付金は、主に持分法適用会社に対する貸付であり、業績動向や事業の動き等を恒常的に注視し、財務状況等を把握しております。

借入金の使途は、運転資金によるものであり、主な長期借入金の金利変動リスクについては、金利スワップによる支払利息の固定化を図っております。

デリバティブ取引につきましては、当社が定めたデリバティブ取引取扱規則に基づき、投機的な取引は行わず、実需等に基づき行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次の通りであります。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------------|----------------|--------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 9,985 | 9,985 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 8,626 | | |
| 貸倒引当金(*) | △136 | | |
| | 8,490 | 8,490 | — |
| (3) 有価証券 | 3,999 | 3,999 | — |
| (4) リース投資資産 | 1,545 | 1,583 | 38 |
| (5) 投資有価証券 | 3,299 | 3,273 | △25 |
| (6) 短期貸付金 | 120 | 120 | 0 |
| (7) 長期貸付金 | 105 | | |
| 貸倒引当金(*) | △11 | | |
| | 94 | 93 | △0 |
| 資産計 | 27,533 | 27,546 | 12 |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 1,959 | 1,959 | — |
| (2) 短期借入金 | 2,482 | 2,482 | — |
| (3) 未払費用 | 3,736 | 3,736 | — |
| (4) 長期借入金 （1年以内を含む） | 1,000 | 1,002 | 2 |
| (5) リース債務 （1年以内を含む） | 204 | 218 | 13 |
| 負債計 | 9,383 | 9,399 | 15 |
| デリバティブ取引 | | | |
| (1) ヘッジ会計が適用されて いないもの | — | — | — |
| (2) ヘッジ会計が適用されて いるもの | 4 | 4 | — |
| デリバティブ取引計 | 4 | 4 | — |

(*)受取手形及び売掛金、長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金
主に短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券
満期日までの期間が短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) リース投資資産
見積残存価額を控除したリース料債権を、満期までの期間に対応するベースレートに信用リスクを加味したレートにより割引いた現在価値によっております。
- (5) 投資有価証券
取引所の価格又は取引先金融機関から提示された価格等によっております。
- (6) 短期貸付金、及び(7)長期貸付金
主に、期末日における元本に返済期日までの受取利息額を加え、期末日において適用される貸付金利により割引いた現在価値によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、並びに(3)未払費用
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金(1年以内を含む)
時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっております。
- (5) リース債務(1年以内を含む)
資産の(4)リース投資資産の取扱いに準じておりますが、信用リスクにつきましては債務に対応するリース投資資産の債権者に移転しており、リスクレートを加味せずベースレートにより割引いた現在価値によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

為替予約につきましてはヘッジ会計が適用されており、その時価は、税効果を加味した上で繰延ヘッジ損益に計上されています。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、「負債(4)長期借入金(1年以内を含む)」の時価を含めて記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,660百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(5)投資有価証券」には含めておりません。

3. リース投資資産の連結貸借対照表計上額は、残存価額を含んでおりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、首都圏その他の地域において、事業所等のスペースの一部や、賃貸用住宅等を対象とした土地や建物の賃貸を行っております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 当連結会計年度末の時価 |
|------------|-------------|
| 5,415 | 3,790 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、金額に重要性のある物件については社外の不動産鑑定士による不動産価格調査報告書に基づく価額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 244円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 5円93銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式交換によるトーヨーコーケン株式会社の完全子会社化)

当社と持分法適用関連会社であるトーヨーコーケン株式会社（以下「トーヨーコーケン」といいます。）は、平成23年12月20日開催のそれぞれの取締役会において、当社を完全親会社、トーヨーコーケンを完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。

本株式交換契約は、当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、トーヨーコーケンについては平成24年2月28日開催の臨時株主総会において承認が決議されております。

本株式交換契約に基づき、平成24年4月1日を効力発生日として株式交換を実施し、トーヨーコーケンを完全子会社としました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

1. 被取得企業の名称 トーヨーコーケン株式会社
2. 事業の内容 ウインチ、バランサ、コンベヤ、産業用ロボットの製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

グループの有する技術資源との融合や開発・生産・販売体制の一体化・効率化などによりグループ総合力を一層強化し、グループ企業価値の更なる向上を図ることを目的としております。

③ 企業結合日

平成24年4月1日

④ 企業結合の法的形式

株式交換

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

| | |
|--------------------|--------|
| 企業結合直前に所有していた議決権比率 | 39.4% |
| 企業結合日に追加取得した議決権比率 | 60.6% |
| 取得後の議決権比率 | 100.0% |

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、株式交換によりトーヨーコーケンの議決権の100%を取得したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

| | |
|---------------|--------|
| 取得の対価（当社普通株式） | 626百万円 |
| 取得に直接要した支出 | 32百万円 |
| 取得原価 | 658百万円 |

(3) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

普通株式 当社 1株 : トーヨーコーケン 0.6株

② 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びトーヨーコーケン、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は大和証券キャピタル・マーケット株式会社（現大和証券株式会社。以下「大和証券CM」といいます。）を、トーヨーコーケンは株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）をそれぞれの第三者算定機関として選定しました。

大和証券CM及びAGSコンサルティングは、当社及びトーヨーコーケンの普通株式について、両社の普通株式が金融商品取引所市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法を採用しました。

当社及びトーヨーコーケンは、それぞれ、自らの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、両社を取り巻く事業環境、市場株価の動向及び両社の財務予測等の要因を勘案し、慎重に協議・交渉を重ね、株式交換比率を決定しました。

③ 交付した株式数

普通株式 3,045,000株（うち、自己株式割当交付数 3,045,000株）

10. 追加情報

(1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(2) 法人税率の変更等による影響

平成23年12月2日に、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、従来の40.69%から、平成24年4月1日以後開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については35.64%に変更しております。この結果、繰延税金資産は76百万円、繰延税金負債は32百万円減少し、その他有価証券評価差額金は24百万円、当連結会計年度に計上された税金費用は73百万円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は269百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|---------------|------------------|---------------|
| 〔資産の部〕 | | 〔負債の部〕 | |
| 流動資産 | 27,369 | 流動負債 | 14,982 |
| 現金及び預金 | 8,522 | 支払手形 | 596 |
| 受取手形 | 21 | 買掛金 | 783 |
| 売掛金 | 4,024 | 短期借入金 | 2,382 |
| 有価証券 | 3,999 | 1年内返済予定の長期借入金 | 500 |
| 仕掛品 | 6,496 | 未払金 | 4 |
| 原材料及び貯蔵品 | 0 | 未払費用 | 2,062 |
| 前渡金 | 16 | 未払法人税等 | 540 |
| 前払費用 | 28 | 前受り金 | 7,719 |
| 繰延税金資産 | 478 | 前受り収益 | 95 |
| 関係会社短期貸付金 | 3,741 | 賞与引当金 | 5 |
| その他の | 116 | 受注損失引当金 | 102 |
| 貸倒引当金 | △76 | 完成工事補償引当金 | 110 |
| 固定資産 | 19,653 | その | 36 |
| (有形固定資産) | 11,340 | 固定負債 | 3,040 |
| 建築物 | 1,902 | 長期借入金 | 500 |
| 構築物 | 98 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,904 |
| 機械及び装置 | 845 | 退職給付引当金 | 259 |
| 車両運搬具 | 15 | 資産除去債務 | 298 |
| 工具、器具及び備品 | 70 | その | 78 |
| 土地 | 8,356 | 負債合計 | 18,022 |
| 建設仮勘定 | 51 | 〔純資産の部〕 | |
| (無形固定資産) | 166 | 株主資本 | 27,621 |
| 借地権 | 67 | 資本金 | 18,580 |
| ソフトウェア | 98 | 資本剰余金 | 1,102 |
| (投資その他の資産) | 8,146 | 資本準備金 | 1,102 |
| 投資有価証券 | 4,272 | 利益剰余金 | 11,668 |
| 関係会社株式 | 1,687 | 利益準備金 | 281 |
| 出資金 | 340 | その他利益剰余金 | 11,386 |
| 長期貸付金 | 55 | 繰越利益剰余金 | 11,386 |
| 関係会社長期貸付金 | 2,819 | 自己株式 | △3,729 |
| 繰延税金資産 | 239 | 評価・換算差額等 | 1,377 |
| その他 | 0 | その他有価証券評価差額金 | 315 |
| 貸倒引当金 | △1,268 | 土地再評価差額金 | 1,062 |
| 資産合計 | 47,022 | 純資産合計 | 28,999 |
| | | 負債及び純資産合計 | 47,022 |

損 益 計 算 書

（平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------|------|--------|
| 売 上 高 | | 27,872 |
| 売 上 原 価 | | 24,546 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 3,326 |
| 営 業 外 収 入 | | 1,371 |
| 営 業 外 収 益 | | 1,954 |
| 受 取 利 息 | 111 | |
| 雑 収 配 当 金 入 | 99 | |
| | 63 | 275 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 替 利 息 | 43 | |
| 雑 経 損 差 損 失 | 41 | |
| | 2 | 87 |
| 特 別 常 損 利 益 | | 2,142 |
| 固 定 資 産 除 却 損 他 | 0 | |
| そ の 他 | 1 | 1 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 2,140 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 714 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △322 | 391 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,748 |

株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本計 合 |
|-------------------------|---------|-------|-------------|-------|---------------------|-------------|--------|--------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金計 合 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金計 合 | | | |
| 平成23年4月1日 残高 | 18,580 | 1,102 | 1,102 | 221 | 10,301 | 10,522 | △3,727 | 26,478 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 利益準備金の積立 | | | | 60 | △60 | — | | — | |
| 剰余金の配当 | | | | | △603 | △603 | | △603 | |
| 当期純利益 | | | | | 1,748 | 1,748 | | 1,748 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △1 | △1 | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | 60 | 1,085 | 1,145 | △1 | 1,143 | |
| 平成24年3月31日 残高 | 18,580 | 1,102 | 1,102 | 281 | 11,386 | 11,668 | △3,729 | 27,621 | |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|---------|-------------|----------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価 差額 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成23年4月1日 残高 | 116 | △0 | 792 | 908 | 27,386 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 利益準備金の積立 | | | | | — |
| 剰余金の配当 | | | | | △603 |
| 当期純利益 | | | | | 1,748 |
| 自己株式の取得 | | | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 199 | 0 | 269 | 469 | 469 |
| 事業年度中の変動額合計 | 199 | 0 | 269 | 469 | 1,612 |
| 平成24年3月31日 残高 | 315 | — | 1,062 | 1,377 | 28,999 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

2. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

3. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

・仕掛品、貯蔵品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3～57年 機械及び装置 6～13年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給のため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異については5年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理し、過去勤務債務については発生年度に全額を費用処理することとしております。

④ 受注損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持ち受注工事のうち当事業年度末において損失額を合理的に見積もることができる工事については、将来発生が見込まれる損失額を引当計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保及びアフターサービスの費用に充てるため、当事業年度末において将来発生が見込まれる金額を個別に検討する他、過去の実績率に基づいて計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

| | |
|-------------|----------|
| 建 物 | 461百万円 |
| 機 械 及 び 装 置 | 0百万円 |
| 土 地 | 5,458百万円 |
| 計 | 5,920百万円 |

② 担保に係る債務

| | |
|-----------|----------|
| 短 期 借 入 金 | 1,126百万円 |
| 長 期 借 入 金 | 300百万円 |
| 計 | 1,426百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,621百万円

(3) 偶発債務

下記の会社の営業上の債務及び銀行与信に対し、債務保証を行っております。

| | |
|---------------------------|--------|
| ト ー ヨ ー ミ ヤ マ 工 業 (株) | 212百万円 |
| ト ー ヨ ー カ ネ ツ マ レ ー シ ア 社 | 24百万円 |
| 計 | 236百万円 |

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 3,777百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 2,819百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 74百万円 |

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,401百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | | |
|------------|-----|----------|
| 営業取引 | 売上高 | 618百万円 |
| | 仕入高 | 1,812百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | | 108百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 18,137,157株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|--------------|----------|
| 未払事業税 | 43百万円 |
| 退職給付引当金 | 92百万円 |
| 賞与引当金 | 38百万円 |
| 貸倒引当金 | 493百万円 |
| 受注損失引当金 | 42百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 161百万円 |
| 出資金評価損 | 46百万円 |
| 減損損失 | 228百万円 |
| 資産除却債務 | 106百万円 |
| その他 | 424百万円 |
| 小計 | 1,678百万円 |
| 評価性引当額 | △785百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 893百万円 |
| (繰延税金負債) | |
| 土地再評価差額金 | 1,904百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 174百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 2,079百万円 |

(追加情報)

法人税率の変更等による影響

平成23年12月2日に、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、従来の40.69%から、平成24年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については35.64%に変更しております。この結果、繰延税金資産は72百万円、繰延税金負債は24百万円減少し、その他有価証券評価差額金は24百万円、当事業年度に計上された税金費用は72百万円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は269百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|------------------------------|-----------------------------|----------------|------------------------|---------------|-----------------------------|-----------------|
| 子会社 | トーヨーカーネツソリューションズ㈱ | (所有) 直接 100.0% | 資金の援助 役員の兼任 | 資金の貸付(注1) 利息の受取(注1) | 1,960 23 | 関係会社短期貸付金 — | 2,684 — |
| 子会社 | ㈱ティケイエル | (所有) 直接 100.0% | 資金の援助 | 資金の回収(注1) 利息の受取(注1) | 816 35 | 関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 — | 736 677 — |
| 子会社 | ㈱トーヨーサービシステム | (所有) 直接 100.0% | 資金の援助 | 資金の回収(注1) 利息の受取(注1) | 30 11 | 関係会社長期貸付金 — | 715 — |
| 子会社 | トーヨーカーネツインドネシア社 | (所有) 直接 95.0% 間接 5.0% | 資金の援助 役員の兼任 | 資金の貸付(注1) 利息の受取(注1) | 240 11 | 関係会社長期貸付金 — | 698 — |
| 子会社 | アル・ガリーラエンジニアリングアンドコンストラクション社 | (所有) 直接 65.0% | 資金の援助 | 資金の貸付(注1) | — | 関係会社長期貸付金 | 679 |

(注) 1. 各社への資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計1,083百万円の貸倒引当金を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 240円47銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 14円50銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式交換によるトーヨーコーケン株式会社の完全子会社化)

当社は、平成23年12月20日に締結した当社を完全親会社、トーヨーコーケン株式会社を完全子会社とする株式交換契約に基づき、平成24年4月1日を効力発生日として株式交換を実施し、同社を完全子会社としました。

なお、詳細については、「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

10. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

トーヨーカネツ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福原正三 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菊地 哲 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーヨーカネツ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーヨーカネツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成24年4月1日を効力発生日として株式交換を実施し、持分法適用関連会社であるトーヨーコーケン株式会社を完全子会社とした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

トーヨーカネツ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福原正三 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菊地 哲 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーヨーカネツ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成24年4月1日を効力発生日として株式交換を実施し、持分法適用関連会社であるトーヨーコーケン株式会社を完全子会社とした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及びそれに基づく当該体制（内部統制システム）の構築及び運用状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月10日

トーヨーカネツ株式会社 監査役会

常勤監査役 能 條 輝 夫 ㊟

社外監査役 日 野 正 晴 ㊟

社外監査役 宮 川 恵 一 ㊟

社外監査役 中 村 高 ㊟

以 上

株 主 メ モ

| | |
|-------------------------|---|
| 事業年度 | 4月1日～翌年3月31日 |
| 配当金受領株主確定日 | 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 |
| 定時株主総会 | 毎年6月 |
| 株主名簿管理人・ 特別口座の口座管理機関 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 同連絡先 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711 (通話料無料) |
| 上場証券取引所 | 東京証券取引所 |
| 公告の方法 | 電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載致します。 公告掲載URL http://www.toyokanetsu.co.jp/ |

(ご注意)

- 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎ致します。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払い致します。